市県民税の租税条約に関する届出書【令和　年度（令和　年分）】

令和　　　　年　　　月　　　日

大竹市長　様

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第11条の規定により、次のとおり届け出ます。

１．住民税の免除を受ける者

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 氏名 |  | 個人番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 生年月日 | 年　　　月　　　日 | 年　齢 | 歳 | | | | | | | | | | | |
| 住所 |  | | | | | | | | | | | | | |
| 電話番号 |  | | | | | | | | | | | | | |
| 国籍 |  | 入国日 | 年　　　月　　　日 | | | | | | | | | | | |
| 在留資格 | 教授 ・ 留学 ・ 特定活動 ・ 事業修習 ・ その他（　 　　　　　　　　） | | | | | | | | | | | | | |
| 在留期間 | 年　　　　月　　　　日　　～　　　　　　年　　　　月　　　　日 | | | | | | | | | | | | | |
| 入国前の住所 |  | | | | | | | | | | | | | |

２．租税条約の規定に基づく所得税の免除について

|  |
| --- |
| 日本国と　　　　　　　　　　　との間の租税条約第　　　　条第　　　　項により、租税条約に関する届出書を　　　　　　年　　　　月　　　　日に税務署に提出して免除を受けています。 |

３．免税となる所得

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 支払者 |  | | |
| 支払者住所 |  | | |
| 所得の種類 | 給　与 ・ （ 　　　　　） | 支払金額 | 月額・年額　　　　　　円 |
| 支払方法 | 現 　金 　　・ 　振　 込 | 支払期日 | 毎　月　　　　　　　日 |
| 職務の内容 |  | 資格 |  |

４．納税管理人（届出をしている場合）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 氏名 |  | 電話番号 |  |
| 住所 |  | | |

５．本届出に関するお問い合わせ先

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 氏名又は名称 |  | 電話番号 |  |
| 住所又は所在地 |  | | |

**◎添付書類◎**

【共通】

・税務署に提出した「租税条約に関する届出書」の写し（税務署の受付印があるもの）

　　・在留カードの写し

【該当する場合のみ添付が必要な書類】

（留学生の場合）

・在学する学校の発行する在学証明

（事業修習者等の場合）

　　　・訓練を受ける施設または事業書の発行する事業、職業、または技術の習得者であることを証

する書類（雇用契約書等）

　　（交付金等受領者の場合）

　　　・交付金等の支給者が発行する交付金等の受領者であることを証明する書類

**◎提出期限◎**

　　毎年３月15日

　　※やむを得ず提出期限を過ぎる場合は、大竹市市民税務課市民税係までお問い合わせください。

**◎留意事項◎**

　・所得税の手続きだけでは市県民税は免除されません。

　・届出書は毎年提出していただく必要があり、提出がない年は免除を受けられませんのでご注意

ください。

【提出先・お問い合わせ】

〒739-0692

大竹市小方一丁目11番１号

大竹市市民生活部市民税務課市民税係

　電話：0827-59-2128

　FAX：0827-57-7162

　メール：[shiminzeimu@city.otake.hiroshima.jp](1)